

出勤者数の削減に関する取組内容

(1) 定量的な取組内容

算定の対象とする役職員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な役職員（役職員の100%）	出勤者削減率 40%	出勤者削減率 56.3% (11月1日～ 11月12日)
【主たる部門における実施状況】		
本部（総務部、著作権登録部、調査研究部、 半導体回路登録部、ソフトウェア紛争解決 センター） テレワーク実施可能な役職員（役職員の 100%）	40%	45.8% (11月1日～ 11月12日)
特許・技術情報センター テレワーク実施可能な役職員（役職員の 100%）	40%	58.9% (11月1日～ 11月12日)

(2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定 ・ テレワークに必要なインフラ（PC、リモートアクセス）整備 ・ オンライン会議システムやビジネスチャット等のIT環境を整備 ・ 会議等のオンライン化を推進 ・ 在宅勤務が可能な職員は、在宅勤務を徹底（自己都合によるテレワークの導入） ・ 通勤手当の支給方法の変更（実績に合わせて往復交通費を支給）
出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の申出による時差出勤の実施